別紙２

トマト加工品の表示に関する公正競争規約施行規則　新旧対照表

（下線部が変更箇所）

<table>
<tr><th>変更案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（定義）
第１条　規約第２条第１項の「トマト」とは、完熟したトマトの果実をいう。

２　規約第２条第１項の「トマトの搾汁」とは、トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したものをいう。
３　規約第２条第１項の「濃縮トマト」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　トマトの搾汁を濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で、無塩可溶性固形分が８パーセント以上のもの
(2)　前号にトマト固有の香味を変えない程度に少量のレモン又はｐＨ調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が８パーセント以上のもの
４　規約第２条第１項第３号アのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が４パーセント以上のものをいい、同号イのトマトジュースは、無塩可溶性固形分が４パーセント以上８パーセント未満のものをいう。
５　規約第２条第１項第10号の「全形若しくは立方形等の形状」及び「充てん液」とは、次に掲げるものをいう。
(1)　形状
<table><tr><th>用語</th><th>定　　義</th></tr><tr><td>全形</td><td>果皮を除去し、又は除去しないトマトのへた及び果しんの硬い部分を除去したほぼ原形又は原形のもの</td></tr><tr><td>２つ割り</td><td>全形をほぼ２分の１に切断したもの</td></tr><tr><td>４つ割り</td><td>全形をほぼ４分の１に切断したもの</td></tr><tr><td>輪切り</td><td>全形をほぼ均一な厚さに切断した円形状のもの</td></tr><tr><td>くさび形</td><td>全形をほぼ均一な大きさに切断したくさび状のもの</td></tr><tr><td>立方形</td><td>全形をほぼ均一な大きさに切断した立方形状のもの</td></tr><tr><td>不定形</td><td>全形を不定形に破砕したもの</td></tr></table></td><td>（定義）
第１条　規約第２条第１項の「トマト」とは、完熟した赤色の、又は赤みを帯びたトマト（Lycopersicum esculentum P.Mill）の果実をいう。
（新設）

２　規約第２条第１項の「濃縮トマト」とは、トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去した後濃縮したもの（粉末状及び固形状のものを除く。）で、無塩可溶性固形分が８パーセント以上のものをいう。
（新設）

（新設）

３・４　（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>(2) 充てん液
ア　トマトジュース、トマトピューレー又はトマトペースト若しくはこれにセルリー、ピーマン、たまねぎ等の野菜類を細切りしたもの（野菜類の搾汁を含む。）を加えたもの
イ　水
ウ　ア又はイに食塩、砂糖類、香辛料等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの

（必要な表示事項の表示基準）
第２条　規約第３条第１項に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示するものとする。</td><td>

（必要な表示事項の表示基準）
第２条　（略）</td></tr>
<tr><td><table><tr><th colspan="2">表　示　基　準</th></tr><tr><td>名称</td><td>容器包装のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示しなければならない。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。
(1)　トマトピューレーにあっては「トマトピューレー」
(2)　トマトペーストにあっては「トマトペースト」
(3)　トマトジュースにあっては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあっては「トマトジュース（濃縮トマト還元）」又は「トマトジュース（濃縮還元）」
(4)　トマトミックスジュースにあっては「トマトミックスジュース」
(5)　トマト果汁飲料にあっては「トマト果汁飲料」
(6)　トマトケチャップにあっては「トマトケチャップ」
(7)　トマトソースにあっては「トマトソース」
(8)　トマトミックスソースにあっては「トマトミックスソース」
(9)　チリソースにあっては「チリソース」
(10)　固形トマトのうち充てん液を加え</td></tr></table></td><td><table><tr><th colspan="2">表　示　基　準</th></tr><tr><td>名称</td><td>容器包装のみやすい場所に、次の名称をそれぞれ表示する。ただし、「名称」の文字については、「品名」と表示することができる。
(1)・(2)（略）

(3)　トマトジュースにあっては「トマトジュース」ただし、濃縮トマトを希釈して製造したものにあっては「トマトジュース（濃縮トマト還元）」

(4)～(9)（略）

(10)　固形トマトのうち充てん液を加え</td></tr></table></td></tr>
</table>

変更案		現行	
	ていないものにあっては「トマト･ドライパック」 固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあっては「トマト・ジュースづけ」 固形トマトのうち充てん液としてトマトピューレーを加えたものにあっては「トマト・ピューレーづけ」 固形トマトのうち充てん液としてトマトペーストを加えたものにあっては「トマト・ペーストづけ」 固形トマトのうち充てん液として水を加えたものにあっては「トマト･水煮」 固形トマトであってセルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあっては品名の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又は「皮付き」と表示する。		ていないものにあっては「トマト･ドライパック」 固形トマトのうち充てん液としてトマトジュースを加えたものにあっては「トマト・ジュースづけ」 固形トマトのうち充てん液としてトマトピューレーを加えたものにあっては「トマト・ピューレーづけ」 固形トマトのうち充てん液としてトマトペーストを加えたものにあっては「トマト・ペーストづけ」 固形トマトのうち充てん液として水を加えたものにあっては「トマト･水煮」 固形トマトであってセルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあっては品名の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又「皮付き」と表示する。
形状	(1)　固形トマトについて表示する。 (2)　「形状」の文字のあとに、次に定めるところによりそれぞれ表示する。全形にあっては「全形」と、２つ割りにあっては「２つ割り」と、４つ割りにあっては「４つ割り」と、立方形にあっては「立方形」と、輪切りにあっては「輪切り」と、くさび形にあっては「くさび形」と、不定形にあっては「不定形」と、その他のものにあってはその形状を最もよく表す用語を表示する。	形状	(1)・(2)（略）
原材料名	「原材料名」の文字のあとに、次に定めるところにより表示する。 (1) トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト、トマトケチャップ、トマトソース、トマトミックスソース、チリソース、トマト果汁飲料、固形トマトその他トマトを主原料とした食品については使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に	原材料名・添加物	「原材料名」の文字のあとに、次に定めるところにより表示する。 (1) トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト、トマトケチャップ、トマトソース、トマトミックスソース、チリソース及びその他トマトを主原料とした食品 使用した原材料を、次に定めるところによりア及びイの区分により表示する

変更案	現行
定めるところにより表示しなければならない。	こと。 ア　添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示すること。
ア　トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表示することができる。	a　トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表示すること。
イ　食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。	b　食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示すること。
ウ　イの規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が１種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。	c　bの規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が１種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。
エ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	d　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

変更案	現行
オ　使用した砂糖類が２種類以上の場合は、エの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	e　使用した砂糖類が２種類以上の場合は、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
カ　アからオまでに規定するもの以外のものにあっては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。	f　aからeまでに規定するもの以外のものにあっては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。
(2)　トマトミックスジュースについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示しなければならない。	(2)　トマトミックスジュース 使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの区分により表示すること。
（削除）	ア　添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示すること。
ア　トマトジュースにあっては、「トマトジュース」と表示すること。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」又は「トマトジュース（濃縮還元）」と表示する。	a　トマトジュースにあっては、「トマトジュース」と表示すること。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示すること。
イ　野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあっては、「野菜	b　野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあっては、「野菜ジ

変更案		現行	
	ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と表示する。 ウ　トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したもの以外のものにあっては、(1)のイからカまでの規定に従い表示する。 （削除） （削除）		ュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と表示すること。 c　トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したもの以外のものにあっては、(1)のアのbからfまでの規定に従い表示すること。 イ　添加物は、(1)のイの規定に従い表示すること。 (3)　トマト果汁飲料及び固形トマト 使用した原材料を、次に定めるところにより、ア及びイの区分により表示すること。 ア　添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより、a及びbの区分により表示すること。 a　トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と表示すること。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と表示することができる。 b　トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあっては、(1)のアのbからfまでの規定に従い表示すること。 イ　添加物は、(1)のイの規定に従い表示すること。
添加物	添加物は、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、食品表示基準第３条第１項の規定に従い表示しなければならない。	（新設）	（新設）

変更案		現行	
原料原産地名	原料原産地名について、食品表示基準第３条第２項の規定に従い表示しなければならない。	（新設）	（新設）
内容量	(1)　「内容量」の文字のあとに、内容重量又は内容体積を表示するものとし、内容重量はグラムまたはキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して表示する。ただし、単位価格表示の実施に関し、用いるべき単位が公的に示されている品目にあっては、その単位によって表示する。 (2)　固形トマトのうち充てん液を加えたものにあっては、「内容量」にかえて「固形量」及び「内容総量」を表示することとし、「固形量」及び「内容総量」の文字のあとにそれぞれグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。	内容量	（略）
賞味期限	賞味期限を表示する場合には、次に定めるところにより表示しなければならない。 (1)　製造から賞味期限までの期間が３月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより表示しなければならない。 ア　令和８年４月１日 イ　８．４．１ ウ　２０２６．４．１ エ　２６．４．１ (2)　製造から賞味期限までの期間が３月を超えるものにあっては、次に定めるところにより表示しなければならない。 ただし、(1)に定めるところにより、表示することを妨げない。 ア　令和８年４月 イ　８．４ ウ　２０２６．４ エ　２６．４ (3)　(1)及び(2)のイ、ウ又はエの場合であって、「．」を印字することが困難であるときは、「．」を省略すること	賞味期限	賞味期限を表示する場合には、次に定めるところにより表示すること。 (1)　製造から賞味期限までの期間が３月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより表示すること。 ア　平成３０年４月１日 イ　３０．４．１ ウ　２０１８．４．１ エ　１８．４．１ (2)　製造から賞味期限までの期間が３月を超えるものにあっては、次に定めるところにより表示すること。 ただし、(1)に定めるところにより、表示することを妨げない。 ア　平成３０年４月 イ　３０．４ ウ　２０１８．４ エ　１８．４ (3)　(1)及び(2)のイ、ウ又はエの場合であって、「．」を印字することが困難であるときは、「．」を省略すること

変更案		現行	
	ができる。この場合において、月又は日が１桁の場合は、２桁目は「０」を表示する。		ができる。この場合において、月又は日が１桁の場合は、２桁目は「０」を表示すること。
保存の方法	製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と表示する。ただし、常温で保存するものにあっては、常温で保存する旨を省略することができる。	保存の方法	製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存するものにあっては、常温で保存する旨を省略することができる。
使用上の注意	使用上の注意は、トマト加工品の種類に応じて、次の例により表示しなければならない。 （削除） (1)　開封後は口部を清潔にし、ふたをしっかりと閉めて冷蔵庫に保存の上、なるべくお早めにお使い下さい（トマトソース、トマトケチャップ、トマトミックスソース、チリソース）。 (2)　召し上がるときはよく冷やし、よくふってから開封して下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。 (3)　開封後は冷蔵庫に保存の上なるべくお早めにお飲み下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。 (4)　一度開封したら変質しやすいので、なるべくお早めに使い切るようにして下さい（トマトピューレー、トマトペースト、固形トマト）。 (5)　内面塗装缶以外を使用した缶詰にあっては、「開封後はガラス等の容器に移し替えること」等と表示する。	使用上の注意	使用上の注意は、トマト加工品の種類に応じて、次の例により表示すること。 (1)　飲み残しは、ガラス製又は陶磁製の容器に移し替えてふたをし、冷蔵庫に保存し、翌日中にお飲み下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。 (2)　開せん後は口部を清潔にし、ふたをしっかりと閉めて冷蔵庫に保存の上、なるべくお早めにお使い下さい（トマトソース、トマトケチャップ、トマトミックスソース、チリソース）。 (3)　召し上がるときはよく冷やし、よくふってから開かんして下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。 (4)　開かん後はすぐお飲み下さい（トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料）。 (5)　一度開せんしたら変質しやすいので、なるべくお早めに使い切るようにして下さい（トマトピューレー、トマトペースト、固形トマト） (6)　内面塗装缶以外を使用した缶詰にあっては、「開缶後はガラス等の容器に移し替えること」等と表示する。
原産国名	輸入品にあっては原産国名を表示する。	原産国名	輸入品にあっては原産国名を表示すること。

変更案		現行	
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品表示基準第３条第１項の規定に基づき、表示内容に責任を有する者として、製造者、販売者、加工者又は輸入者の氏名又は名称及び住所を表示しなければならない。	食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品表示基準第３条第１項の規定に基づき、表示内容に責任を有する者として、製造者、販売者、加工者又は輸入者の氏名又は名称及び住所を表示する。
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	(1)　製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整及び選別を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者（食品を調整又は選別した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）を表示する。 (2)　(1)の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所（食品の製造又は加工が行われた場所。以下この項において同じ。）の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地。以下この表において同じ。）又は製造者若しくは加工者（食品を調整又は選別した者を含む。以下この項において同じ。）の氏名若しくは名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称。以下この項において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 (3)　(1)の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	(1)～(3)（略）

変更案	現行
しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 ア　製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 イ　製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。） ウ　当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号	
２　規約第３条第１項第１号から第12号までに掲げる事項の表示は、容器包装の見やすい場所に次により表示しなければならない。 (1)　表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。 (2)　表示に用いる文字は、日本工業規格Ｚ8305（1962）（以下、「ＪＩＳＺ8305」という。）に定める８ポイント活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、ＪＩＳＺ8305に定める5.5ポイント活字以上の大きさとすることができる。	２　規約第３条第１項第１号から第10号までに掲げる事項の表示は、容器包装の見やすい場所に次により表示する。 (1)・(2)（略）
３　規約第３条第２項第１号から第３号までに掲げる事項の表示は次に定めるところにより表示しなければならない。	３　（略）

変更案		現行	
トマトの搾汁を濃縮した度合い	(1)　トマトピューレー及びトマトペーストについて表示する。 (2)　濃縮度合は「トマトを裏ごししておよそ３倍に濃縮してあります。」等と表示する。	トマトの搾汁を濃縮した度合い	(1)　（略） (2)　濃縮度合は「トマトを裏ごししておよそ３倍に濃縮してあります。」等と表示しなければならない。
濃縮トマトを使用している旨	(1)　トマトジュースについて表示する。 (2)　「濃縮トマト還元」、「濃縮還元」の文言を、ＪＩＳＺ8305に定める14ポイント活字以上の大きさの文字で、商品名の表示の同一視野内に表示する。	濃縮トマトを使用している旨	(1)　（略） (2)　「濃縮トマト還元」の文言を、ＪＩＳＺ8305に定める14ポイント活字以上の大きさの文字で、商品名の表示の同一視野内に表示すること。
トマトの搾汁の含有率	(1)　トマト果汁飲料について表示する。 (2)　含有率は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所にＪＩＳＺ8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で実含有率を上回らない整数値により、%の単位で、単位を明記して表示する。	トマトの搾汁の含有率	(1)　（略） (2)　含有率は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所にＪＩＳＺ8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの文字で実含有率を上回らない10の整数倍の数値により、%の単位で、単位を明記して表示する。

（特定事項の表示基準）

第３条　規約第４条に規定するトマトが主原料である旨の表示は、「トマトミックスジュース」とＪＩＳＺ8305に定める14ポイント活字以上の大きさの文字で、野菜ジュース等の表示の同一視野内に表示しなければならない。

（特定事項の表示基準）

第３条　規約第４条に規定するトマトが主原料である旨の表示は、「トマトミックスジュース」とＪＩＳＺ8305に定める14ポイント活字以上の大きさの文字で、野菜ジュース等の表示の同一視野内に表示すること。

（不当表示の禁止）

第４条　規約第５条各号の規定による不当表示の類型を例示すると次のとおりである。

(1)　客観的な根拠に基づかない天然、自然、純正、ピュアー等の文言を表示する。

(2)　生、フレッシュ等の文言を表示する。ただし、新鮮な生野菜、生果実から直接製品化したものについて、原材料の説明をする場合は差し支えない。

(3)　不老長寿、疲労回復等の文言を表示する。

(4)　濃縮トマトを使用したものに「シーズンパック」、「ストレート」と表示する。

(5)　内容量が直接の容器の内容積の90パーセント未満のもの。

(6)　規約第５条の第９号の規定の解釈については、「一般消費者が事業者の表示であることを判別

（不当表示の禁止）

第４条　規約第５条各号の規定による不当表示の類型を例示すると次のとおりである。

(1)　客観的な根拠に基づかない天然、自然、純正、ピュアー等の文言を表示すること。

(2)　生、フレッシュ等の文言を表示すること。ただし、新鮮な生野菜、生果実から直接製品化したものについて、原材料の説明をする場合は差し支えない。

(3)　不老長寿、疲労回復等の文言を表示すること。

(4)　濃縮トマトを使用したものに「シーズンパック」、「ストレート」と表示すること。

(5)　内容量が直接の容器の内容積の90パーセント未満のもの。

（新設）

変更案	現行
することが困難である表示」の運用基準（令和5年3月28日消費者庁長官決定）によるものとする。	

附　則

１　この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

２　この規則の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。

３　施行日から令和 12 年３月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入されるトマト加工品に係る表示については、この規則の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。